

陸別町における障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために本方針を定め、障がい者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る。

2 優先調達方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、陸別町の各課等とする。

3 優先調達方針の対象となる障がい者就労施設等

本調達方針の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地が陸別町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害福祉サービス事業所等

- ア 障害者支援施設（就労移行支援・生活介護）
- イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ウ 地域活動支援センター
- エ 小規模作業所

(2) その他町長が認める者

4 優先調達する物品等

本町において障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。なお、下記に記載がないものであっても、町が調達可能な物品であれば対象とする。

(1) 物品

事務用品、紙製品、食品、飲料、日用品、農作物、啓発用品、その他の障がい者就労施設等が提供可能な物品等

(2) 役務

軽作業、施設等の清掃作業その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 優先調達の実施

(1) 調達に当たっては、障がい者就労施設等と各課等に情報提供を保健福祉センター福祉担当が行い、実際の発注、納入については当該部署が行う。

(2) 障がい者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量について考慮する。

(3) 調達に当たっては、高齢者就労センターや地元中小企業等に十分配慮しながら進める。

6 優先調達方針及び実績の公表

- (1) 優先調達方針の策定又は見直しをしたときには、町ホームページ等により公表する。
- (2) 町は、毎年度、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

7 庁舎内等スペースの活用

町は、所有する施設のスペースを活用した障がい者就労施設等の物品販売や就労の場の拡充について積極的に協力する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉センター福祉担当とする。